

「あいち農業イノベーションプロジェクト推進業務」委託仕様書

1 業務名

あいち農業イノベーションプロジェクト推進業務

2 業務目的

農業分野においては、担い手減少や高齢化、環境負荷低減といった従来からの課題に加え、気候変動、カーボンニュートラル、コロナ禍に対応するサプライチェーン構築といった、新たに対応すべき課題が顕在化している。こうした課題に迅速に対応していくためには、新たなイノベーション創出が必要である。

そこで、愛知県農業総合試験場（以下、「農総試」という）や大学が有する技術、フィールド、ノウハウとスタートアップの新しいアイデアや技術を活用した共同研究体制の強化を図り、新しい農業イノベーション創出を目指して「あいち農業イノベーションプロジェクト」（以下、「プロジェクト」という）を実施する。

3 委託期間

契約日から 2025 年 3 月 21 日（金）まで

4 業務内容

（1）プロジェクト管理

ア プロジェクト全体のマネジメント

愛知県農業水産局農政部農業経営課農業イノベーション推進室（以下、「推進室」という）、農総試との打合せを定期的に行い（月 1～2 回程度を想定）、プロジェクト全体の連絡調整、進捗管理等のマネジメントを行う。

イ 共同研究開発課題の推進支援

農総試と 2022 年度に選定した企業等による個別の共同研究開発課題（以下、「課題」という）について、研究開発から社会実装に向けた支援を行う。（課題の一覧は別紙参照）

- ・課題毎に開催するミーティング（①初回、②中間検討、③成績検討）に参加し、ミーティング結果をとりまとめる。これらのミーティング以外にも、県（推進室、農総試）と企業等による打合せや現地検討に適宜参加するなどし、課題の進捗状況を把握すること。
- ・テーマ別に設置しているワーキンググループ（以下、「WG」という）毎に「中間検討会」を開催する（8～9月）。WG 単位で課題毎の進捗状況を共有し、あいち農業イノベーション研究会（※）（以下、「研究会」という）の有識者等（WG 毎に 1～2 名配置）から研究推進に向けた助言を得る。「中間検討会」の結果をとりまとめ、研究会の構成メンバーに共有する（書面）。
- ・研究会を 1 回開催し、課題毎の実績を報告するとともに、今後の方向性について協議し、構成メンバーの意見を徴収する（1月）。

※ あいち農業イノベーション研究会

あいち農業イノベーションプロジェクトの取組を推進するために 2021 年 12 月に設

置した研究会で、県内の大学（名古屋大学、中部大学、名城大学、豊橋技術科学大学、愛知県立大学）、農業団体（JA 愛知中央会、JA あいち経済連）、国（東海農政局）、県が構成メンバーとなる。

企業等の選定に関しては、県による審査、あいち農業イノベーション研究会（2022年9月16日開催）での協議を経て決定した。

ウ 社会実装に向けた事業化支援

製品化やサービス開発などの社会実装に向けて、企業等の意向を把握し、それぞれの段階に応じて必要な支援を行うこと。また、必要に応じて県の経済産業局や関係機関等とも連携して対応すること。

事業化支援で想定される内容

- 金融機関、関連企業、関係団体等とのマッチング支援
- 県のスタートアップの支援施策等の活用支援
- 事業化や商品・サービス開発のための外部資金等の情報提供、活用支援
- 特許等の知的財産の権利化に係る相談、支援 など

エ 取組内容や成果の発信

- ・各課題の取組内容や成果については、報告会やイベント等を企画、開催し、積極的に情報発信すること。報告会やイベント等については、過去の開催実績（※）も参考に、内容や時期等について推進室と調整の上、主催行事を企画・開催するとともに、他団体等が主催する行事との連携による企画を実施すること。主催行事の開催にあたっては、2024年に開業予定の「STATION Ai」の活用を検討すること。また、県が主催する農業者向け研修会等での情報発信にも適宜対応すること。
- ・本プロジェクトの目的に適ったデザインのWEBサイトを整備、運営し、プロジェクトのポータルサイトとしての機能を持たせること。

※報告会やイベント等の過去の開催実績

2024年3月21日 : 「あいち農業イノベーションサミット 2024」

場 所 アンフォーレ（安城市）

内 容 ・農業イノベーションに関するトークセッション
・プロジェクトの取組発表
・ネットワーキング

参加人数 276名（現地148名、オンライン128名）

（2）オープンイノベーションの推進体制強化に関するセミナー開催等

農総試のオープンイノベーション推進体制を強化することを目的に、主に農総試研究員を対象とした人材育成に関するセミナーやワークショップなどを企画、開催すること（2～3か月に1回程度を想定）。

- ・セミナー等の企画に当たっては、開催頻度、日程、内容等について、推進室、農総試研究戦略部技術開発研究室と密に調整すること。なお、会場として「STATION Ai」等のオープンイ

ノベーション施設やイベント等の活用を検討すること。

想定される内容や手法

- オープンイノベーションに必要なスキルの習得（例：アジャイル開発 等）
- オープンイノベーションマインドの醸成
- 外部から最先端技術やアイデア等を学ぶ機会の創出（例：スタートアップ企業等とのミートアップなど）
- アントレプレナーシップや新規事業創出に関するセミナーやワークショップ
- 農業関係者、学生等とのピッチ大会、アイデアソン など

(3) 更なるイノベーション創出に向けたシーズ及びマッチング手法の調査

今後も継続的にイノベーション創出により農業分野の課題を解決するため、本県の農業現場の課題に対応しうる新たなアイデアや技術等をもつ企業等のシーズを調査し、2025 年度以降に取り組む共同研究開発テーマについて整理する。併せて、魅力あるスタートアップ企業等を広く募集し、農総試との共同研究の成立へと導く効果的なマッチング手法について、他の自治体や民間の事例を収集し、整理する。

これらの調査結果は7月末までに別に定める方法により県へ報告する。

ア スタートアップ企業等のシーズ調査

農業現場の課題解決につながる新しいアイデアや技術をもつ企業等のシーズの掘り起こしとリストアップを行う。

イ 共同研究開発の具体案の検討

想定される共同研究開発の取組内容とスタートアップ企業等のマッチングの可能性についてまとめる。

ウ スタートアップ企業等の募集・マッチング手法の調査

他自治体等のイノベーション推進事業やスタートアップ連携事業等について、公募方法・審査方法・マッチング手法等の事例を調査し、リストアップを行う。

(4) その他

ア 県との調整

(1) から (3) の業務の実施にあたっては、計画段階から県と随時打合せを行い、県の指示に従いながら実施すること。また、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。会議等の開催にあたっては、対面、オンライン会議のいずれの場合であっても対応すること。

イ 謝金等の支払

(1) から (3) の業務において、有識者等への謝金や旅費の支払いが発生した場合は、適切かつ遅延なく執行すること。

ウ その他

(1) から (3) に明記のない事項であっても、本事業の目的達成のために必要な事項については、県と協議の上、対応すること。

5 実績報告

受託者は、業務を完了した際は、以下の成果物等を遅滞なく提出すること。

(1) 成果物等

ア 委託業務実績報告書

4の業務内容で示す項目について、実施結果及び成果をとりまとめた「実績報告書」を作成すること（様式任意）。なお、報告書には、2025年度以降の事業推進に向けた考察・提言等を含めること。

イ 参考資料

「成果報告書」には参考資料として以下を添付すること。

- ・収集したデータ
- ・各種打ち合わせ記録
- ・ヒアリング記録
- ・本業務で使用した各種文書

ウ その他

その他、県と協議の上、県が指定するもの

(2) 納品方法

- ・成果物等は、A4判縦・横書き（作図等は適宜使用し、A3判の折込可）5部とその内容を記録した電子媒体2部を提出すること。
- ・本業務における制作物については、その内容を記録した電子媒体2部を提出すること。

(3) 納期

契約期間内に提出すること。

(4) 納入場所

愛知県農業水産局農政部農業経営課農業イノベーション推進室

(5) その他

- ・受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・納入される成果物等について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ・県から経過報告を求められたときは、速やかに対応すること。

6 留意事項

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、円滑な業務実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務は、特定の農林漁業者や企業、団体の利益追求のために実施するものではない。受託者は本業務の実施にあたり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとする。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た業務上の秘密や個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、本業務の実施以外の目的のために使用し、または第三者に漏え

いしてはならない。

- (4) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従うこと。
- (5) 本業務は国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用して行うため、「デジタル田園都市国家構想交付金交付要綱」に規定する要件を遵守すること。